

生活資金貸付要綱

昭和 47 年 8 月 1 日
47 長職互第 37 号

| | | | |
|----|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 沿革 | 昭和 49 年 11 月 13 日一部改正 | 昭和 51 年 3 月 1 日一部改正 | 昭和 51 年 9 月 16 日一部改正 |
| | 昭和 52 年 3 月 7 日一部改正 | 昭和 54 年 2 月 8 日一部改正 | 昭和 61 年 2 月 19 日一部改正 |
| | 昭和 63 年 5 月 26 日一部改正 | 昭和 63 年 11 月 25 日一部改正 | 平成 4 年 3 月 24 日一部改正 |
| | 平成 6 年 3 月 23 日一部改正 | 平成 7 年 7 月 28 日一部改正 | 平成 8 年 6 月 5 日一部改正 |
| | 平成 9 年 3 月 31 日一部改正 | 平成 11 年 3 月 30 日一部改正 | 平成 12 年 3 月 21 日一部改正 |
| | 平成 15 年 2 月 21 日一部改正 | 平成 16 年 3 月 1 日一部改正 | 平成 17 年 3 月 31 日一部改正 |
| | 平成 20 年 3 月 18 日一部改正 | 平成 21 年 2 月 3 日一部改正 | 平成 25 年 3 月 18 日一部改正 |
| | 平成 28 年 3 月 17 日一部改正 | 平成 29 年 11 月 15 日一部改正 | |

(目的)

第 1 この要綱は、一般財団法人長野県職員互助会給付貸付規程に基づく生活資金の貸付けに関し、同規程第 29 条から第 37 条に定められているもののほか、取扱事務等の細部を定め、もって事務の能率化と円滑を図ることを目的とする。

(一括償還等をする場合の取扱い)

第 2 借受金残額の一部又は全部を償還しようとする者は、借受金繰上償還承認願を理事長に提出し、承認を得たうえ、理事長の指定する方法により、償還しなければならない。

(差引更新貸付)

第 3 理事長は、借受人から申し出があった場合で、特にやむを得ないものと認めるときは、差引更新貸付けをすることができる。

2 差引更新貸付けは、あらたな貸付金額から、既に貸付けている貸付金残額を差引きする方法によるものとする。

3 差引更新貸付けを受けようとする者は、理事長に借受金残額差引承諾書を生活資金借受申込書と同時に提出するものとする。

(貸付事務の手順)

第 4 毎月の貸付事務手順は、月の 15 日現在借受け申込みのあったもののうち当月貸付けできるものを 20 日までに決定し、28 日に貸付けする。当日が日曜日、祝祭日及び土曜日にあたるときはその前日とする。ただし、緊急を要するものにあつては、この限りでない。

(償還回数および金額)

第 5 貸付金に対する償還回数および毎月の償還金額は、別表のとおりとする。

(償還猶予期間)

第 6 給付貸付規程第 35 条第 1 項ただし書に定める償還を猶予することができる期間は、6 年以下とする。

附 則 (昭和 49 年 11 月 13 日)

この要綱は、昭和 49 年 11 月 16 日以後に貸付決定したものについて適用する。

附 則 (昭和 51 年 3 月 1 日)

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日以後に貸付決定したものについて適用する。

附 則 (昭和 51 年 9 月 16 日)

この要綱は、昭和 51 年 9 月 16 日以後に貸付決定したものについて適用する。

附 則 (昭和 52 年 3 月 7 日)

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日以後に貸付決定したものについて適用する。

附 則（昭和 54 年 2 月 8 日）

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 2 月 19 日）

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に貸付決定したものについて適用する。

附 則（昭和 63 年 5 月 26 日）

この要綱は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行し、昭和 63 年 6 月 1 日以後に貸付決定したものについて適用する。

附 則（昭和 63 年 11 月 25 日）

この要綱は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 24 日）

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 23 日）

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 28 日）

この要綱は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 5 日）

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 21 日）

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月 21 日）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 1 日）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 18 日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 18 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 17 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 15 日）

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。